

平成 28 年 3 月 7 日

生徒・保護者の皆様

厚木高等学校長

学則の変更について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様方におかれましてはますます御清祥のこととご拝察申し上げます。また、平素より本校教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成 28 年 4 月 1 日付で、『神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則』及び『神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則』の一部改正に伴い、平成 28 年 4 月 1 日より次のとおり、本校学則の規定を一部変更することといたします。

新学則全文については、新年度当初に配付する生徒手帳に掲載する他、本校公式ホームページにて掲載しますのでご確認くださいませよう願いたします。

1 変更趣旨

県立高校改革を推進する中で、県立高等学校及び中等教育学校における教育課程の改善充実を図るため、休業日を減ずるよう、所要の改正を行う。（教育局通知）

2 主な変更点

(1) 平成 28 年度から開校記念日 4 月 13 日が休業日から除かれます。

(2) 今年度まで学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日数は学年を通じて 64 日以内でしたが、平成 28 年度からは学年を通じて 60 日以内となります。

3 学則新旧対照表

平成28年1月15日付け行政第76号「学校教育法等並びに神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則及び神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴う学則の変更について（通知）」に基づき、本校学則の改正について、下記の学則新旧対照表のとおり変更します。

学則新旧対照表

厚木高等学校

新	旧
(休業日) 第9条 (略) (1)・(2) (略) <削除> (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として学年を通じて60日以内で、校長があらかじめ教育長に届け出た日 2 前項第3号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号に規定する休業日を含むものとする。	(休業日) 第9条 (略) (1)・(2) (略) (3) 開校記念日 4月13日 (4) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として、学年を通じて64日以内で、校長があらかじめ教育長に届け出た日 2 前項第4号に規定する休業日の日数には、同項第1号から第3号までに規定する休業日を含むものとする。
(入学資格) 第19条 (略) (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者 (2)～(6) (略)	(入学資格) 第19条 (略) (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者 (2)～(6) (略)
附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。	

問い合わせ先

副校長 赤井

電 話 046-221-4078(代)